

# 「生活保護減額は違憲」

## 佐賀県の14人 取り消し求め提訴

生活保護費の引き下げにより、最低限度の生活が送れなくなったとして、佐賀県有田町と佐賀市に住む40〜70代の男女14人が25日、それぞれ県や佐賀市を相手取って、引き下げの取り消しを求める訴えを佐賀地裁に起こした。弁護士による、生活保護費引き下げの取り消しを求める集団提訴

は全国初という。

国は、生活保護費のうち生活扶助部分を、昨年8月から2015年4月にかけて3段階で670億円引き下げる方針。厚生労働省によると、引き下げに対する受給者から行政への不服申し立ては1月末で1万3千件近くに達する。新年度には、申し立てを棄却され

た受給者の一部が集団訴訟を起こす方向で、支援団体などが呼びかけており、全国的な集団訴訟に発展する見込み。

訴状では、引き下げによって、原告らは食事の回数を減らしたり、暖房もつけずに布団にくるまって過ごしたりするようになり、憲法25条が保障する「健康で

文化的な最低限度の生活」が送れなくなったと主張。

また、国がデフレなどを理由に生活保護費の削減を決めたのは、専門家の意見を踏まえ、根拠とした指数も、低所得世帯が支出する割合が少ない家電製品の価格の影響が強く表れる数字を採用しており、厚労相の裁量権の逸脱・乱用で、手続きも違憲だと主張している。

厚労省は「生活保護基準の見直しは、必要な適正化を図ったものであり、問題はないと考えている」とのコメントを出した。

(上山崎雅泰)